

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

社会福祉法人 富谷福祉会
特別養護老人ホーム アルシュ富谷

令和2年7月 改定

1. 【日常の対応について】

(感染症防止対策の再徹底)

①利用者について

- ・感染の疑いについてより早期に把握するため、1日1回以上利用者の検温を実施。
- ・食席は可能な限り、対面を避けて配置し可能であれば1m以上の間隔を空けること。
- ・通院など、外出が必要な場合にはマスクを着用し、施設へ戻った際はアルコールによる手指消毒を行うこと。

②職員について

- ・職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。
また、出勤の際、所定様式に体温を記録し保管すること。
- ・出勤に際して、個人での判断が難しい場合は、施設長へ確認すること。
- ・職員が媒介することを防ぐため、無症状であっても業務中はマスクを着用し、介助には使い捨て手袋を使用すること。
- ・介助前後の手洗い、手指消毒を徹底し、自身の顔（目・鼻・口）を触らないこと。
- ・休憩中、マスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。可能であれば、個別に休憩をとること。
- ・職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールを徹底し、日々確認すること。

③環境面について

- ・1日に1回以上、館内の手すりや床を次亜塩素酸ナトリウム液で消毒すること。
- ・冷暖房使用下においても、1時間に2回以上換気を行うこと。(居室、共有スペース)

④入館制限について

- ・原則として、みとり期以外での家族面会は禁止。(タブレットを使用して面会する場合は検温後、マスクを着用し手指消毒後、面会室までとする。)
- ・業者などの入館について、医療関係者を除き、必要最小限とし検温・マスク着用の上で必要な情報を記入の上、短時間で行う。(ユニットへの立ち入りは原則禁止)

2.【感染疑いが発生した場合について】

※感染が強く疑われる者/濃厚接触者/それ以外に分けて対応すること。

※入院待機中あるいは施設対応継続の場合、ヒト・モノ・ケア・トコロを分ける。

※感染確定に備えて、疑い者の隔離・個別ケア、使用スペースの消毒・清掃、他へ感染の可能性を確認。

①情報共有・報告

- ・施設長への報告（事業継続の判断、入退所等出入り者の制限を強化）
- ・新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）
- ・指定権者、保険者 ・医師（嘱託医、主治医） ・家族など

②消毒・清掃（利用した居室・共有スペース・使用した物品）

- ・手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害なため行わない）

③濃厚接触した利用者・職員の特定（発症2日前以降で総合的に判断）

（利用者）

- ・食席が近い利用者>同じユニット内>同じフロア
- ・同居あるいは長時間の接触（車内など）があった者

（職員）

- ・感染防護（マスクなど）なしに看護・介護を行った者
- ・感染予防（マスク・手指消毒）なしに1m以内で15分以上接触があった者
- ・痰、体液、排泄物などの汚染物質（ティッシュやタオルも含む）に直接接触した者
- ・該当期間に勤務したユニットの職員>該当期間に勤務したフロアの職員

④濃厚接触した利用者への対応（PCR検査までの対応）

- ・個室での対応（生活空間・動線の区分け）
- ・ユニットの職員の固定（ユニット内への出入りの制限）
- ・換気、利用者もマスク着用（できない場合は職員が使い捨てエプロンの着用）の他、感染予防対策を徹底。
- ・食器類は使い捨てを使用（廃棄方法に注意）、体温計などの器具は当該利用者専用とし、トイレはポータブルトイレを使用。

⑤濃厚接触した職員への対応（PCR検査までの対応）

- ・保健所の指示に従い自宅待機

3. 【濃厚接触した利用者への個別ケア】

(食事の介助)

- ・居室対応
- ・食器は使い捨て
- ・介助者は使い捨てエプロン、マスク、手袋使用

(排泄の介助)

- ・トイレ使用の場合はポータブルトイレで居室対応
(使用後は次亜塩素酸ナトリウム液で消毒)
- ・オムツ交換は使い捨てエプロン、マスク、手袋使用
- ・排泄物はビニール袋で密封し、感染性廃棄物の取り扱いとして処理

(清潔・入浴の介助)

- ・入浴は中止し、清拭対応
- ・洗濯は汚染物用の洗濯機を使用
- ・使用済みのリネンは汚染物対応で業者へ引き継ぐ

4. 【感染確定後の対応】

(利用者)

- ・受け入れ先の確定まで、居室対応
- ・家族への継続的連絡
- ・濃厚接触者の PCR 検査 (保健所の指示)

(職員)

- ・感染職員は受け入れ先確定まで自宅待機 (状況を施設へ報告すること)
- ・濃厚接触した職員の自宅待機、PCR 検査 (復帰まで状況を施設へ報告すること)
- ・衛生用品の確保
- ・指定機関への継続報告

5. 【備考】

本対策マニュアルにおいて、記載の内容は厚生労働省などの通知を基に作成したものであり、原則として当施設で新型コロナウイルス感染症に罹患された場合には、所轄の保健所や嘱託医の指示を仰ぎ、感染拡大を防ぐと共に、感染された方が早期に施設へ戻られ、平常通り施設が機能するために策定するものである。

【参考】

厚生労働省 社会福祉施設における感染拡大防止のための留意点について (その2) (R2.4.7)

厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版 (2019年3月9日)

厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合家庭内で注意いただきたいこと (R2.3.1)

日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策 (第1版) (R2.4.3)

日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のための Q&A (R2.3.1) 第2版 (R2.5.26)

東京都医師会 介護施設等における新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー・チェックリスト (改訂版) (入所系) (R2.6.18)